

議案第 55 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 改正の概要について

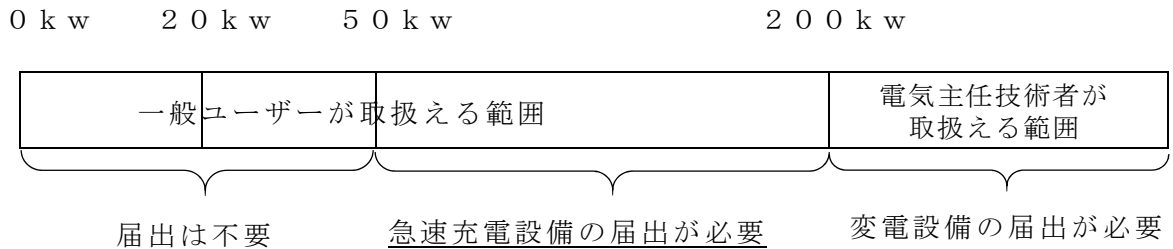
1 改正理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が令和 5 年 2 月 21 日に公布されたことなどに伴いまして、急速充電設備や喫煙等に関する所要の整備を行うため、宝塚市火災予防条例の一部を改正しようとするものです。

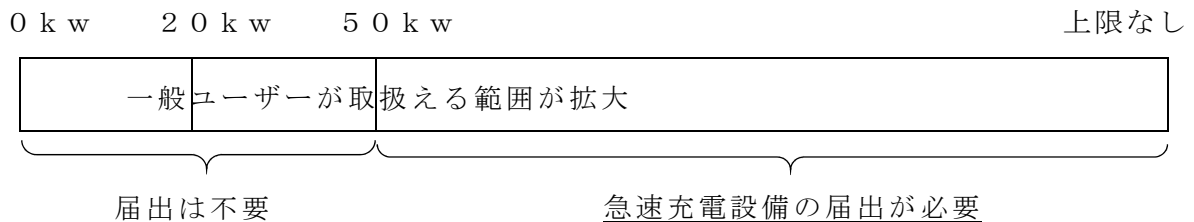
2 改正内容

(1) 急速充電設備（条例第 15 条の 2）について

【現行の急速充電設備に関する規制 20kw を超え 200kw 以下の設備】



【改正後の急速充電設備に関する規制 20kw を超える全ての設備】



ア 宝塚北サービスエリアにおける急速充電設備の設置状況



イ 急速充電設備の外観



ウ コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのもの）



(2) 喫煙等（条例第30条）について

ア 喫煙等標識及び図記号

<p>①</p>	<p>喫煙専用室標識 （健康増進法第33条第2項） この標識が設置されている場合は、「喫煙所」と表示した標識は不要。</p>	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p><small>20歳未満の方は立ち入りできません。 「喫煙所」には、喫煙禁止の表示がなされていません。</small></p>
<p>②</p>	<p>ISO7010（禁煙） →「禁煙」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>③</p>	<p>JISZ8210（禁煙） →「禁煙」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>④</p>	<p>ISO7010（火気厳禁） →「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>⑤</p>	<p>JISZ8210（火気厳禁） →「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>⑥</p>	<p>ISO7001（喫煙） →「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	
<p>⑦</p>	<p>JISZ8210（喫煙） →「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号</p>	

イ 宝塚市火災予防条例から削除される図記号（別表第7）

表示の種類	図記号	色
<u>禁煙である旨の表示</u>		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
<u>火気厳禁である旨の表示</u>		記号は黒、斜めの帯及び枠は赤、地は白
<u>喫煙所である旨の表示</u>		記号は黒、地は白